

ディベート教育国際研究会会則改正案

第1章 総則

(名称)

第1条 本学会はディベート教育国際研究会 (International Society for Teaching Debate) と称する。

(目的)

第2条 本学会はディベートの教育、研究の発展に資し、会員相互の親睦及び情報交換を行うことを目的とする。

(事務局)

第3条 本学会の事務局を役員会の定めるところに置く。

(事業)

第4条 本学会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 年次大会およびその他の学術的会合の開催
- (2) 機関誌および必要な資料の刊行
- (3) 調査、研究の実施
- (3) 国際的学術・教育活動
- (4) その他目的を達成するために必要な事業および活動

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 本学会の会員は、次の2種とする。会費については内規に定める。

- (1) 一般会員 ディベートの研究、教育、実践に従事する者および関心のある者
- (2) 学生会員 ディベートの研究、教育、実践に従事する者および関心のある学生。学生会員の資格については内規に定める。

(会員の入会・退会)

第6条 第5条の会員になろうとする者は、本学会の目的に賛同し、所定の手続きを行い、役員会の承認を受けなければならない。

第7条 第12条(2)～(5)の規定にもとづいて除名された者の再入会は不可とする。

(会員の権利)

第8条 本学会の会員は次の権利を有する。

- (1) 研究発表の権利が与えられる
- (2) その他の事業活動に参加する機会が与えられる
- (3) 役員の被選挙権を有する
- (4) 総会において表決権を行使する

(会員の義務)

第9条 本学会の会員は、次の義務を守らなければならない。

(1) 会則、議決を遵守する

(2) 会費を納入する

(資格喪失)

第10条 会員は次の事由によってその資格を失うものとする。

(1) 退会

(2) 死亡、失踪宣言

(3) 除名

(退会)

第11条 会員で退会しようとするものは理由を付して退会届を提出しなければならない。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに相当するときは役員会の議を経て会長がこれを除名することができる。

(1) 会費を滞納したとき

(2) 本学会の会員としての義務に違反したとき

(3) 本学会の名誉を傷つけ、目的に反する行為のあったとき

(4) 学術的誠実性を欠く行為があったとき

(5) その他教育者・研究者として相応しくない行為が認められたとき

第3章 組織および役員

(組織)

第13条 本学会に次の局を置く。

(1) 事務局

(2) 編集局

(3) 大会実行局

(4) 広報局

(役員)

第14条 本学会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 局長 各局に1名

(4) 理事 若干名

(5) 監事

(会長の任務)

第15条 会長は本学会を代表し会務を総理する。

(副会長の任務)

第16条 副会長は会長を補佐し、会長が不在の際には会長の任務を代行する。

(局長の任務)

第 17 条 局長は以下の会務の責任を負う。

- (1) 事務局長 会計業務を含む一切の事務業務
- (2) 編集局長 本学会のジャーナルの運営に関する業務
- (3) 大会実行局長 年次大会の運営に関する業務
- (4) 広報局長 本学会の広報活動

(理事の任務)

第 18 条 第 14 条 (4) の理事は会長を補佐して日常の会務に従事するとともに役員会および総会の決議した事項を処理すると同時にこれらを執行する。

(監事の任務)

第 19 条 監事は本学会の事業および会計について監査し、その結果を役員会および総会に報告する。

(役員任期)

第 20 条 本学会の役員任期を 2 年とする。ただし、再任を妨げない。再任に際しては役員会の承認を要する。

第 21 条 本学会の前会長は次の 1 期 (2 年間) 理事として留まらなければならない。

(役員選出)

第 22 条 本学会の役員会は役員改選に当たって、会長 1 名を選出しこれを任命する。

2. 本学会の役員会は役員改選に当たって、監事を除く全役員を選び、会長はこれを任命する。
3. 本学会の役員会は監事を選出し、総会の承認を得なければならない。
4. 役員はその任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行う

(役員解任)

第 23 条 役員に本学会の役員たるにふさわしくない行為があった場合にはその任期中といえども役員会および総会の議決により会長がこれを解任することができる。

第 4 章 会議

(役員会および総会)

第 24 条 本学会に役員会および総会を置く。

- (1) 役員会は本学会の最高執行機関として本学会の事業と運営の責任を負う。本会則第 14 条 (1) ~ (5) に定められた役員を本学会の役員として、役員会を構成せしめる
- (2) 総会は会員をもって構成し、本学会の最高議決機関としてその事業および運営に関する重要事項を審議決定する

(役員会)

第 25 条 役員会は会長が召集することができる。

第 26 条 役員会は役員現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ、役員会を開き議決するこ

とが出来ない。ただし、当該議事につき書面（電子メールを含む）をもってあらかじめ委任した者は出席者とみなす。

第 27 条 役員会の議長は会長があたり、会長に事故がある場合は副会長があたる。

第 28 条 役員会は出席役員の過半数をもって議決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

第 29 条 役員会の議事録は事務局が作成および保存する。

（総会）

第 30 条 通常総会は毎年 1 回年次開催時に会長が召集し、次の事項を処理する。

- （1）事業報告および収支決算
- （2）事業計画および収支予算
- （3）役員承認
- （4）その他役員会あるいは総会において必要と認められた事項

第 31 条 臨時総会は役員会または監事が必要と認めるとき、会長がこれを召集することができる。

第 32 条 通常総会、臨時総会の議長は会議のつど会員の互選できめる。

第 33 条 総会の召集は少なくとも 10 日以前にその会議に付議すべき事項、日時、場所を記した書面をもって通知する。

第 34 条 総会は会員現在数の 5 分の 1 以上の出席がなければ、その会議を開き議決することが出来ない。ただし、当該議事につき書面（電子メールを含む）をもってあらかじめ委任した者は出席者とみなす。

第 35 条 総会の議事は出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 36 条 総会の議事の要項および議決した事項は会員に通知する。

第 37 条 総会の議事録は事務局が作成および保存する。

第 5 章 会計

（資産）

第 38 条 本学会の資産は次のとおりとする。

- （1）事業に伴う収入
- （2）寄付金
- （3）物品
- （4）不動産
- （5）その他の収入

（会計年度）

第 39 条 本学会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第6章 雑則

(会則の変更)

第40条 本会則の変更は、役員会で審議した後、総会の出席者3分の2以上の承認を得なければならない。

(解散)

第41条 本学会の解散は役員会および総会の出席者の4分の3以上の議決を要する。

第42条 本学会の解散に伴う残余財産は役員会および総会の出席者の4分の3以上の議決を経て、本学会の目的に類似の公益事業に寄付するものとする。

(細則および内規)

第43条 本会則の細則および内規は役員会の議決を経て別に定める。

附則

本会則は2015年3月22日から施行する。

本会則は2018年3月18日から施行する。

本会則は2024年4月1日から施行する。

内規

1. 会則第5条 会費に関する規定

(1) 一般会員の会費は年間5,000円とする

(2) 学生会員の会費は年間1,000円とする

2. 会則第5条 学生会員の資格に関する規定

有効な学生証（在籍証明書）を提示することにより、学生会員の資格が与えられる。有効期限は1年とし、再申請のない場合は自動的に一般会員に切り替えることとする。専任の職を有するものは、学生会員としての登録はできない。

本内規は2024年4月1日より施行する。